

# 清和大学短期大学部 入学試験 合否判定基準

## 1. 学校推薦型選抜

審査種類	評価観点（学力の3要素）	配点
志望理由書	「基礎的な知識・技能」 「思考力・判断力・表現力」	25%
調査書（含推薦書）※	「基礎的な知識・技能」	25%
選抜試験	「基礎的な知識・技能」 「思考力・判断力・表現力」	25%
面接	「思考力・判断力・表現力」 「主体的に学習に取り組む態度」	25%

## 2. 総合型選抜

審査種類	評価観点（学力の3要素）	配点
志望理由書	「基礎的な知識・技能」 「思考力・判断力・表現力」	15%
調査書（含推薦書）※	「基礎的な知識・技能」	15%
選抜試験	「基礎的な知識・技能」 「思考力・判断力・表現力」	30%
面接	「思考力・判断力・表現力」 「主体的に学習に取り組む態度」	40%

## 3. 一般選抜（学科試験「国語」は、古文・漢文を除く）

審査種類	評価観点（学力の3要素）	配点
学科試験	「基礎的な知識・技能」	30%
小論文	「基礎的な知識・技能」 「思考力・判断力・表現力」	10%
面接	「思考力・判断力・表現力」 「主体的に学習に取り組む態度」	40%
志望理由書	「基礎的な知識・技能」 「思考力・判断力・表現力」	10%
調査書（含推薦書）※	「基礎的な知識・技能」	10%

※「調査書」は科目の評価、出席状況、活動の様子等を総合的に評価する参考)

清和大学短期大学部入学試験に関する規則

第5条 前条に定める学校推薦型選抜の選抜方法は、以下に定めるとおりとする。

- 一 指定校制学校推薦型選抜……調査書・推薦書及び志望理由書の記載内容と面接試験・選択試験の結果を勘案し、合格又は不合格（以下「合否」という）を決定するものとする。
- 二 公募制学校推薦型選抜……調査書・推薦書及び志望理由書の記載内容と面接試験・選択試験の結果を勘案し、合否を決定するものとする。

第9条 一般選抜の合否は、調査書・志望理由書の記載内容と筆記試験及び面接試験の結果を勘案して決定するものとする。ただし、受験者が調査書の提出不可能な場合には、卒業証明書、修了証、認定試験合格証のいずれか又はその写しを提出し、合否は、志望理由書の記載内容と筆記試験及び面接試験の結果を勘案して決定するものとする。